

令和5年度小平市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度小平市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億560万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ868億8,682万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

小平市組織条例の一部を改正する条例

小平市組織条例（平成 26 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「子ども家庭部」を「こども家庭部」に改める。

第 2 条の表子ども家庭部の部を次のように改める。

こども家庭部

- (1) 子育て支援に関する事項
- (2) 保育に関する事項
- (3) こども家庭センターに関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（小平市青少年問題協議会条例等の一部改正）
- 2 次に掲げる条例の規定中「子ども家庭部」を「こども家庭部」に改める。
 - (1) 小平市青少年問題協議会条例（昭和 36 年条例第 7 号）第 7 条
 - (2) 小平市子ども・子育て審議会条例（平成 25 年条例第 17 号）第 7 条

令和 5 年 11 月 28 日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

小平市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

小平市長 小 林 洋 子

小平市税条例の一部を改正する条例

小平市税条例（昭和 25 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 22 条（見出しを含む。）中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

小平市長 小 林 洋 子

小平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

小平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小平市国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「100分の5.68」を「100分の6.01」に改める。

第12条中「2万5,700円」を「2万7,000円」に改める。

第13条中「100分の2.08」を「100分の2.29」に改める。

第14条中「1万1,600円」を「1万2,900円」に改める。

第15条中「100分の1.61」を「100分の1.85」に改める。

第16条中「1万5,300円」を「1万5,900円」に改める。

第28条第1項第1号ア中「1万7,990円」を「1万8,900円」に改め、同号イ中「8,120円」を「9,030円」に改め、同号ウ中「1万710円」を「1万1,130円」に改め、同項第2号ア中「1万2,850円」を「1万3,500円」に改め、同号イ中「5,800円」を「6,450円」に改め、同号ウ中「7,650円」を「7,950円」に改め、同項第3号ア中「5,140円」を「5,400円」に改め、同号イ中「2,320円」を「2,580円」に改め、同号ウ中「3,060円」を「3,180円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,855円」を「4,050円」に改め、同号イ中「6,425円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「10,280円」を「1万800円」に改め、同号エ中「12,850円」を「1万3,500円」に改め、同項第2号ア中「1,740円」を「1,935円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,225円」に改め、同号ウ中「4,640円」を「5,160円」に改め、同号エ中「5,800円」を「6,450円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下この項及び第29条の3において「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。第29条の3において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第29条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第29条の3、国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2. 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3. 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4. 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第28条に1項を加える改正規定、第29条の2の次に1条を加える改正規定及び次項の規定 令和6年1月1日

(2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定及び附則第3項の規定 令和6年4月1日

(適用区分)

2. この条例（前項第1号に規定する改正規定に限る。）による改正後の第28条第3項

及び第29条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

3 この条例（附則第1項第2号に規定する改正規定に限る。）による改正後の小平市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市立花小金井小学校増築工事請負契約の締結について

小平市立花小金井小学校増築工事の実施に伴い、下記の請負契約を締結するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 小平市立花小金井小学校増築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札（特別簡易型）による契約 |
| 3 | 契約の金額 | 6億6,550万円（消費税込み） |
| 4 | 契約の相手方 | 立川ハウス工業株式会社 多摩営業所
東京都立川市曙町二丁目20番5号
所長 雨宮 啓太 |

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第 B-169 号線	小平市小川町一丁目 920 番 1 先 小平市小川町一丁目 931 番 4 先	メートル 363.71	メートル 4.50 ～6.00

令和 5 年 11 月 28 日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第 B-274 号線	小平市上水本町一丁目 1684 番 18 先 小平市上水本町一丁目 1684 番 27 先	メートル 53.72	メートル 5.00

令和 5 年 11 月 28 日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第 B-215 号線	小平市津田町三丁目 1545 番 55 先 小平市津田町三丁目 1545 番 15 先	メートル 126.61	メートル 5.00

令和 5 年 11 月 28 日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第B-275号線	小平市上水本町四丁目1533番22先 小平市上水本町四丁目1533番16先	メートル 49.38	メートル 5.00

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第526号線	小平市小川町一丁目103番5先 小平市小川町一丁目111番1先	メートル 138.81	メートル 0.30

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第523号線	小平市小川町一丁目132番1先 小平市小川町一丁目135番1先	メートル 153.28	メートル 0.30

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第689号線	小平市小川町一丁目2462番1先 小平市小川町一丁目2462番2先	メートル 92.09	メートル 1.82

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第817号線	小平市小川町一丁目2444番3先 小平市小川町一丁目2443番1先	メートル 102.27	メートル 1.82

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起終点	延長	幅員
第564号線	小平市小川町一丁目1063番1先 小平市小川町一丁目1070番43先	メートル 348.43	メートル 1.82

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を市道に認定する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第642号線	小平市津田町三丁目1544番39先 小平市津田町三丁目1543番21先	メートル 231.52	メートル 1.82

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第B-169号線	小平市小川町一丁目918番47先 小平市小川町一丁目931番4先	メートル 245.99	メートル 4.50 ～6.00

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第B-215号線	小平市津田町三丁目1545番36先 小平市津田町三丁目1545番15先	メートル 69.85	メートル 5.00

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第526号線	小平市小川町一丁目103番9先 小平市小川町一丁目111番1先	メートル 149.20	メートル 0.30

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第523号線	小平市小川町一丁目132番3先 小平市小川町一丁目135番1先	メートル 161.74	メートル 0.30

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子



市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第689号線	小平市小川西町一丁目2463番3先 小平市小川町一丁目2462番2先	メートル 104.42	メートル 1.82

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起終点	延長	幅員
第817号線	小平市小川西町一丁目2444番3先 小平市小川町一丁目2443番1先	メートル 114.07	メートル 1.82

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起終点	延長	幅員
第564号線	小平市小川町一丁目1063番1先 小平市小川町一丁目1070番2先	メートル 456.94	メートル 1.82

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第619号線	小平市津田町一丁目1447番2先 小平市津田町一丁目1448番2先	メートル 148.15	メートル 1.82

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を廃止する。

路線名	起 終 点 点	延 長	幅 員
第642号線	小平市津田町三丁目1545番52先 小平市津田町三丁目1543番21先	メートル 358.12	メートル 1.82

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

小平市民文化会館及び小平ふるさと村の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号）第6条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

小平市民文化会館

小平ふるさと村

2 指定管理者となる団体の名称等

公益財団法人 小平市文化振興財団

代表理事 関口 徹夫

東京都小平市美園町1丁目8番5号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

小平市立学童クラブの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小平市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第15号）第6条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

小平市立七小学童クラブ第二

小平市立七小学童クラブ第三

2 指定管理者となる団体の名称等

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山田 智治

東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

小平市立学童クラブの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号）第6条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

小平市立五小学童クラブ第二

小平市立五小学童クラブ第三

小平市立花小金井小学童クラブ第二

2 指定管理者となる団体の名称等

株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

東京都港区芝4-13-3 PMO田町東10F

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子

小平市立学童クラブの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号）第6条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

小平市立十小学童クラブ第二

小平市立十小学童クラブ第三

2 指定管理者となる団体の名称等

株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

東京都港区芝4-13-3 PMO田町東10F

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋 子

小平市子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小平市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第15号）第6条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 公の施設の名称

小平市子ども家庭支援センター

2 指定管理者となる団体の名称等

社会福祉法人 雲柱社

理事長 小磯 満

東京都世田谷区上北沢3丁目8番19号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋 子

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から東京たま広域資源循環組合を加入させ、東京都市公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

小平市長 小 林 洋 子

小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小平市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の137.5」を「100分の142.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の52.5」を「100分の55」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	156,200	210,100	233,800	289,700	495,000
	2	157,100	211,800	235,500	292,000	509,900
	3	158,100	213,400	237,200	294,300	518,800
	4	159,100	215,100	238,900	296,500	527,700
	5	160,100	216,700	240,700	298,700	
	6	161,100	218,300	242,400	300,900	
	7	162,100	219,900	244,100	303,100	
	8	163,100	221,600	245,900	305,400	
	9	164,000	223,300	247,700	307,700	
	10	164,900	224,900	249,500	310,000	
	11	165,900	226,600	251,300	312,300	
	12	166,900	228,300	253,100	314,600	
	13	167,900	230,100	255,000	316,900	
	14	169,100	231,800	257,100	319,300	
	15	170,300	233,400	259,200	321,700	
	16	171,500	235,100	261,200	324,000	
17	172,800	236,900	263,300	326,400		

18	174,900	238,600	265,400	328,900
19	177,000	240,200	267,600	331,500
20	179,200	241,900	269,800	334,000
21	181,400	243,700	272,000	336,500
22	183,200	245,400	274,200	339,200
23	185,000	247,000	276,300	341,900
24	186,800	248,700	278,500	344,600
25	188,600	250,600	280,700	347,300
26	190,500	252,500	282,900	350,000
27	192,400	254,300	285,100	352,700
28	194,300	256,100	287,300	355,500
29	196,200	258,000	289,400	358,200
30	198,100	260,100	291,600	361,200
31	200,100	262,100	293,800	364,100
32	202,100	264,200	296,000	367,000
33	204,300	266,200	298,200	370,000
34	206,100	268,000	300,400	372,800
35	207,800	269,800	302,600	375,500
36	209,500	271,600	304,800	378,200
37	211,200	273,300	307,000	380,700
38	212,800	274,900	309,300	383,200
39	214,300	276,600	311,600	385,500
40	215,800	278,400	313,900	387,900
41	217,300	280,100	316,200	390,300
42	218,800	281,800	318,500	392,600
43	220,300	283,400	320,900	394,900
44	221,800	285,100	323,200	397,200
45	223,300	286,800	325,600	399,600
46	224,800	288,500	328,000	401,900
47	226,300	290,100	330,400	404,100
48	227,800	291,800	332,900	406,300
49	229,300	293,500	335,400	408,600
50	230,800	295,100	338,100	410,900
51	232,300	296,800	340,800	413,100
52	233,800	298,500	343,500	415,300
53	235,200	300,200	346,200	417,300
54	236,700	301,900	348,800	419,200
55	238,200	303,600	351,300	421,200

56	239,700	305,200	353,700	423,100
57	241,100	306,800	356,000	424,900
58	242,500	308,400	358,200	426,700
59	244,000	310,000	360,300	428,400
60	245,500	311,600	362,300	430,200
61	247,000	313,200	364,200	432,000
62	248,400	314,800	366,200	433,500
63	249,900	316,400	368,100	434,600
64	251,400	318,000	369,900	435,500
65	252,900	319,500	371,700	436,400
66	254,400	321,100	373,400	437,200
67	255,900	322,600	375,000	437,900
68	257,300	324,200	376,500	438,600
69	258,800	325,700	378,000	439,300
70	260,300	327,100	379,000	440,000
71	261,700	328,400	380,100	440,700
72	263,100	329,800	381,000	441,400
73	264,600	331,200	381,900	442,100
74	266,000	332,600	382,700	442,800
75	267,500	333,900	383,500	443,500
76	269,000	335,300	384,200	444,100
77	270,400	336,500	385,000	444,700
78	271,900	337,600	385,700	445,400
79	273,400	338,600	386,400	446,000
80	274,800	339,500	387,100	446,600
81	276,200	340,300	387,800	447,200
82	277,600	341,100	388,400	447,800
83	278,900	341,900	389,000	448,400
84	280,300	342,600	389,500	449,000
85	281,600	343,300	390,000	449,600
86	283,000	344,100	390,500	450,200
87	284,300	344,700	391,000	450,800
88	285,600	345,400	391,600	451,300
89	287,000	346,100	392,200	451,800
90	288,200	346,700	392,800	452,400
91	289,500	347,200	393,400	452,900
92	290,900	347,600	393,900	453,400

93	292,100	348,100	394,400	453,900
94	293,300	348,600	395,000	454,400
95	294,500	349,100	395,500	454,900
96	295,700	349,600	396,000	455,400
97	297,000	350,000	396,500	455,800
98	298,200	350,500	397,000	
99	299,400	350,900	397,500	
100	300,700	351,400	398,000	
101	301,900	351,900	398,500	
102	303,100	352,300	399,000	
103	304,300	352,800	399,500	
104	305,400	353,300	400,000	
105	306,500	353,700	400,400	
106	307,400	354,100	400,900	
107	308,300	354,500	401,400	
108	309,200	354,900	401,800	
109	310,000	355,300	402,200	
110	310,700	355,700	402,700	
111	311,400	356,100	403,200	
112	312,100	356,500	403,600	
113	312,800	356,900	404,000	
114	313,200	357,300	404,500	
115	313,700	357,700	405,000	
116	314,200	358,100	405,400	
117	314,600	358,500	405,800	
118	315,000	358,900	406,300	
119	315,300	359,300	406,700	
120	315,600	359,700	407,100	
121	315,900	360,100	407,500	
122	316,300	360,400	408,000	
123	316,600	360,800	408,400	
124	316,900	361,200	408,800	
125	317,200	361,600	409,200	
126	317,600	361,900	409,700	
127	317,900	362,300	410,100	
128	318,200	362,700	410,500	
129	318,500	363,100	410,900	
130	318,900		411,400	

	131	319,200		411,800	
	132	319,500		412,200	
	133	319,800		412,600	
	134	320,200		413,000	
	135	320,500		413,400	
	136	320,800		413,800	
	137	321,100		414,200	
	138	321,400		414,600	
	139	321,800		415,000	
	140	322,100		415,400	
	141	322,400		415,800	
	142	322,700			
	143	323,000			
	144	323,300			
	145	323,600			
	146	323,900			
	147	324,200			
	148	324,500			
	149	324,800			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		198,800	230,900	271,600	313,700
					430,000

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（臨時的に任用される職員を除く。）に適用する。
- 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた者で市長が定めるものの給料月額は、この表に定める給料月額にかかわらず、170,400円とする。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職		円	円	円	円
	1	147,800	231,400	268,900	300,300
	2	148,300	233,300	270,700	302,400

員以外の 職員	3	148,800	235,000	272,400	304,500
	4	149,300	236,800	274,200	306,600
	5	149,800	238,500	276,000	308,700
	6	150,300	240,100	277,800	310,800
	7	150,800	241,600	279,600	312,900
	8	151,400	243,100	281,400	315,000
	9	152,000	244,500	283,200	317,000
	10	152,500	246,000	285,000	319,000
	11	153,200	247,500	286,800	321,000
	12	153,800	249,000	288,600	323,000
	13	154,400	250,500	290,400	324,900
	14	155,100	252,000	292,100	326,900
	15	155,900	253,500	293,800	328,800
	16	156,700	255,000	295,500	330,700
	17	157,500	256,400	297,200	332,600
	18	158,500	257,900	298,900	334,500
	19	159,600	259,400	300,500	336,400
	20	160,700	260,900	302,200	338,400
	21	161,800	262,400	303,900	340,200
	22	162,900	263,900	305,500	342,100
	23	164,000	265,400	307,100	343,900
	24	165,100	266,900	308,700	345,700
	25	166,200	268,400	310,300	347,500
	26	167,500	269,900	311,800	349,200
	27	168,900	271,400	313,300	350,800
	28	170,300	272,900	314,700	352,400
	29	171,700	274,400	316,100	354,000
	30	173,200	276,000	317,600	355,200
	31	174,700	277,500	319,000	356,400
	32	176,200	278,900	320,400	357,600
	33	177,800	280,400	321,800	358,800
	34	179,300	281,900	323,200	359,900
	35	180,900	283,200	324,600	360,900
	36	182,500	284,600	325,900	362,000
	37	184,100	285,900	327,200	363,000
	38	185,600	287,300	328,400	364,000
	39	187,200	288,700	329,600	364,900
	40	188,800	289,900	330,700	365,800

41	190,300	291,200	331,800	366,700
42	191,700	292,400	332,800	367,500
43	193,100	293,600	333,700	368,300
44	194,500	294,700	334,600	369,100
45	195,800	295,800	335,500	369,800
46	196,900	296,800	336,400	370,400
47	198,000	297,800	337,200	371,000
48	199,100	298,800	338,000	371,600
49	200,100	299,800	338,800	372,100
50	201,100	300,800	339,600	372,600
51	202,100	301,700	340,300	373,000
52	203,000	302,600	341,000	373,400
53	204,000	303,500	341,700	373,800
54	205,100	304,400	342,400	374,200
55	206,200	305,300	343,000	374,600
56	207,400	306,100	343,600	375,000
57	208,700	306,900	344,200	375,300
58	209,900	307,700	344,700	375,700
59	211,200	308,500	345,200	376,100
60	212,500	309,300	345,700	376,400
61	213,800	310,100	346,100	376,700
62	215,100	310,700	346,500	377,100
63	216,400	311,300	346,900	377,500
64	217,700	311,900	347,300	377,800
65	218,900	312,500	347,700	378,100
66	220,200	313,100	348,100	378,500
67	221,500	313,700	348,500	378,900
68	222,800	314,300	348,900	379,200
69	224,000	314,800	349,200	379,500
70	225,300	315,400	349,600	379,800
71	226,600	315,900	350,000	380,100
72	227,900	316,400	350,300	380,400
73	229,200	316,900	350,600	380,700
74	230,500	317,400	351,000	381,000
75	231,800	317,900	351,300	381,300
76	233,100	318,400	351,600	381,600
77	234,400	318,800	351,900	381,900

78	235,600	319,300	352,300	382,200
79	236,900	319,700	352,600	382,500
80	238,200	320,100	352,900	382,800
81	239,400	320,500	353,200	383,100
82	240,700	320,900	353,500	383,400
83	242,000	321,300	353,800	383,700
84	243,200	321,600	354,100	384,000
85	244,500	321,900	354,400	384,200
86	245,800	322,300	354,700	384,500
87	247,100	322,700	355,000	384,800
88	248,400	323,000	355,300	385,100
89	249,600	323,300	355,600	385,400
90	250,900	323,700	355,900	385,700
91	252,200	324,000	356,200	386,000
92	253,500	324,300	356,500	386,300
93	254,800	324,600	356,800	386,600
94	256,100	325,000	357,100	386,900
95	257,300	325,300	357,400	387,200
96	258,500	325,600	357,700	387,500
97	259,600	325,900	358,000	387,800
98	260,800	326,300	358,300	388,100
99	262,000	326,600	358,600	388,400
100	263,100	326,900	358,900	388,700
101	264,100	327,100	359,200	389,000
102	265,200	327,400	359,500	389,300
103	266,300	327,700	359,800	389,600
104	267,400	328,000	360,100	389,900
105	268,400	328,300	360,300	390,200
106	269,400	328,700	360,600	390,500
107	270,400	329,000	360,900	390,800
108	271,400	329,200	361,200	391,100
109	272,400	329,500	361,500	391,400
110	273,400	329,800	361,800	391,700
111	274,400	330,100	362,100	392,000
112	275,100	330,400	362,400	392,300
113	276,000	330,700	362,700	392,600
114	276,800	331,000	363,000	392,900
115	277,600	331,300	363,300	393,200

116	278,400	331,600	363,600	393,500
117	279,100	331,900	363,900	393,800
118	279,700	332,200	364,200	394,100
119	280,300	332,500	364,500	394,400
120	280,800	332,800	364,800	394,700
121	281,300	333,100	365,100	395,000
122	281,800	333,400	365,400	395,300
123	282,200	333,700	365,700	395,600
124	282,600	334,000	366,000	395,900
125	283,000	334,300	366,300	396,200
126	283,400	334,600	366,600	396,500
127	283,800	334,900	366,900	396,800
128	284,200	335,200	367,200	397,100
129	284,500	335,500	367,500	397,400
130	284,900	335,800	367,800	397,700
131	285,300	336,100	368,100	398,000
132	285,700	336,400	368,400	398,300
133	286,000	336,700	368,700	398,600
134	286,300	337,000	369,000	398,900
135	286,600	337,300	369,300	399,200
136	286,900	337,600	369,600	399,500
137	287,200	337,900	369,900	399,800
138	287,500	338,200	370,200	400,100
139	287,800	338,500	370,500	400,400
140	288,100	338,800	370,800	400,700
141	288,400	339,100	371,100	401,000
142	288,700	339,400	371,400	401,300
143	289,000	339,700	371,700	401,600
144	289,300	340,000	372,000	401,900
145	289,600	340,300	372,300	402,200
146	289,800	340,600	372,600	402,500
147	290,100	340,900	372,900	402,800
148	290,400	341,200	373,200	403,100
149	290,700	341,500	373,500	403,400
150	291,000	341,800	373,800	
151	291,300	342,100	374,100	
152	291,600	342,400	374,400	

153	291,900	342,700	374,700
154	292,200	343,000	375,000
155	292,500	343,300	375,300
156	292,800	343,600	375,600
157	293,100	343,900	375,900
158	293,400	344,200	376,200
159	293,700	344,500	376,500
160	294,000	344,800	376,800
161	294,300	345,100	377,100
162	294,600	345,400	377,400
163	294,900	345,700	377,700
164	295,200	346,000	378,000
165	295,500	346,300	378,300
166	295,800	346,600	378,600
167	296,100	346,900	378,900
168	296,400	347,200	379,200
169	296,700	347,500	379,500
170	297,000	347,800	379,800
171	297,300	348,100	380,100
172	297,600	348,400	380,400
173	297,900	348,700	380,700
174	298,200	349,000	381,000
175	298,500	349,300	381,300
176	298,800	349,600	381,600
177	299,100	349,900	381,900
178	299,400	350,200	382,200
179	299,700	350,500	382,500
180	300,000	350,800	382,800
181	300,300	351,100	383,100
182	300,600	351,400	383,400
183	300,900	351,700	383,700
184	301,200	352,000	384,000
185	301,500	352,300	384,300
186	301,800	352,600	384,600
187	302,100	352,900	384,900
188	302,400	353,200	385,200
189	302,700	353,500	385,500
190	303,000	353,800	385,800

191	303,300	354,100	386,100
192	303,600	354,400	386,400
193	303,900	354,700	386,700
194	304,200	355,000	
195	304,500	355,300	
196	304,800	355,600	
197	305,100	355,900	
198	305,400	356,200	
199	305,700	356,500	
200	306,000	356,800	
201	306,300	357,100	
202	306,600	357,400	
203	306,900	357,700	
204	307,200	358,000	
205	307,500	358,300	
206	307,800	358,600	
207	308,100	358,900	
208	308,400	359,200	
209	308,700	359,500	
210	309,000	359,800	
211	309,300	360,100	
212	309,600	360,400	
213	309,900	360,700	
214	310,200	361,000	
215	310,500	361,300	
216	310,800	361,600	
217	311,100	361,900	
218	311,400	362,200	
219	311,700	362,500	
220	312,000	362,800	
221	312,300	363,100	
222	312,600	363,400	
223	312,900	363,700	
224	313,200	364,000	
225	313,500	364,300	
226	313,800		
227	314,100		
228	314,400		

	229	314,700			
	230	315,000			
	231	315,300			
	232	315,600			
	233	315,900			
	234	316,200			
	235	316,500			
	236	316,800			
	237	317,100			
	238	317,400			
	239	317,700			
	240	318,000			
	241	318,300			
	242	318,600			
	243	318,900			
	244	319,200			
	245	319,500			
	246	319,800			
	247	320,100			
	248	320,400			
	249	320,700			
	250	321,000			
	251	321,300			
	252	321,600			
	253	321,900			
	254	322,200			
	255	322,500			
	256	322,800			
	257	323,100			
	258	323,400			
	259	323,700			
	260	324,000			
	261	324,300			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	学校の給食調 理に従事する 職員	基準給料月額 191,200	基準給料月額 204,300	基準給料月額 222,800	基準給料月額 251,700
	学校の給食調	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

理に従事する 職員以外の職 員	208,600	222,900	243,100	274,600
-----------------------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、小平市規則で定める技能労務系の職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小平市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第17条第2項及び第3項並びに次項の規定は同年12月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第17条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の142.5」とあるのは「100分の147.5」と、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の小平市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和5年11月28日提出

小平市長 小林 洋子